

添付書類(5)

事務所を使用する権原に関する書面

事 項	所有者	事務所の所有者が申請者と異なる場合				
		契約相手	契約日	契約期間	契約形態	用 途
(事務所名)						
(所在地)						
(事務所名)						
(所在地)						
(事務所名)						
(所在地)						
(事務所名)						
(所在地)						
(事務所名)						
(所在地)						
上記の記載内容について、事実と相違ないことを誓約します。 平成 年 月 日 商号又は名称 氏 名 印						

備 考

- 1 「所有者」の欄は、事務所の所有者の氏名又は法人名（法人の代表者名を含む。）を記入すること。
- 2 「事務所の所有者が申請者と異なる場合」の欄は、事務所の所有者が免許申請者と異なる場合にのみ次により記入すること。
 - ① 「契約形態」の欄は、賃貸借又は使用貸借の別を記入すること。
 - ② 「用途」の欄は、土地建物登記簿謄本、建物賃貸借契約書又は建物使用貸借契約書等に記載された用途（住居、事務所等）について記入すること。

添 付 書 類 (6)

略 歴 書

住 所	電話番号 () -					
(フリガナ) 氏 名			生年月日	年 月 日		
職 名			登録番号			
職 歴	期 間			従 事 し た 職 務 内 容		
	自	年	月	日		
	至	年	月	日		
	自	年	月	日		
	至	年	月	日		
	自	年	月	日		
	至	年	月	日		
	自	年	月	日		
	至	年	月	日		
	自	年	月	日		
	至	年	月	日		

上記のとおり相違ありません。

平成 年 月 日

氏 名

印

添付書類(7)

資産に関する調書

平成 年 月 日現在

資 産	価 格	摘 要
資 産 現金預金 有価証券 未収入金 土 地 建 物 備 品 権 利 そ の 他 計		
負 債 借 入 金 未 払 金 預 り 金 前 受 金 そ の 他 計		

備 考

- 1 この調書は、個人の業者のみが記入すること。
- 2 「権利」とは、営業権、地上権、電話加入権その他の無形固定資産をいう。

添 付 書 類 (8)

宅地建物取引業に従事する者の名簿

1 7 0

受付番号

申請時の免許証番号

*

()

事務所コード

*

事務所の名称 _____

従事する者 _____ 名 うち専任の取引主任者 _____ 名

項番

61

業 務 に 従 事 す る 者

	氏 名	生 年 月 日	性 別	従業者証 明書番号	主たる 職務内容	取引主任者であるか 否かの別
1			1.男2.女			[]
2			1.男2.女			[]
3			1.男2.女			[]
4			1.男2.女			[]
5			1.男2.女			[]
6			1.男2.女			[]
7			1.男2.女			[]
8			1.男2.女			[]
9			1.男2.女			[]
10			1.男2.女			[]
11			1.男2.女			[]
12			1.男2.女			[]
13			1.男2.女			[]
14			1.男2.女			[]
15			1.男2.女			[]
16			1.男2.女			[]
17			1.男2.女			[]
18			1.男2.女			[]
19			1.男2.女			[]
20			1.男2.女			[]
21			1.男2.女			[]
22			1.男2.女			[]
23			1.男2.女			[]
24			1.男2.女			[]
25			1.男2.女			[]

確認欄

*

備 考

- ① この書面は、事務所ごとに作成すること。
- ② 申請者は、*印の欄には記入しないこと。
- ③ 「申請時の免許証番号」の欄は、免許換え新規又は更新の場合にのみ記入すること。この場合、免許権者については、下表より該当するコードを記入すること。ただし、免許権者が北海道知事である場合には、51～64のうち該当するコードを記入すること。

(記入例)

2	3
---	---

 (5)

		1	0	0
--	--	---	---	---

 [愛知県知事 (5) 第100号の場合]

00	国土交通大臣	16	富山県知事	32	島根県知事	51	北海道知事(石狩)
		17	石川県知事	33	岡山県知事	52	北海道知事(渡島)
02	青森県知事	18	福井県知事	34	広島県知事	53	北海道知事(檜山)
03	岩手県知事	19	山梨県知事	35	山口県知事	54	北海道知事(後志)
04	宮城県知事	20	長野県知事	36	徳島県知事	55	北海道知事(空知)
05	秋田県知事	21	岐阜県知事	37	香川県知事	56	北海道知事(上川)
06	山形県知事	22	静岡県知事	38	愛媛県知事	57	北海道知事(留萌)
07	福島県知事	23	愛知県知事	39	高知県知事	58	北海道知事(宗谷)
08	茨城県知事	24	三重県知事	40	福岡県知事	59	北海道知事(網走)
09	栃木県知事	25	滋賀県知事	41	佐賀県知事	60	北海道知事(胆振)
10	群馬県知事	26	京都府知事	42	長崎県知事	61	北海道知事(日高)
11	埼玉県知事	27	大阪府知事	43	熊本県知事	62	北海道知事(十勝)
12	千葉県知事	28	兵庫県知事	44	大分県知事	63	北海道知事(釧路)
13	東京都知事	29	奈良県知事	45	宮崎県知事	64	北海道知事(根室)
14	神奈川県知事	30	和歌山県知事	46	鹿児島県知事		
15	新潟県知事	31	鳥取県知事	47	沖縄県知事		

- ④ 「宅地建物取引業に従事する者」には、営業に従事する者のみならず、宅地建物取引業に係る一般管理部門に所属する者や補助的な事務に従事する者も含めること。

また、申請者が個人である場合において、その家族が宅地建物取引業に従事し、又は従事しようとしているときは、その者についても記入すること。

なお、宅地建物取引業を他の事業と兼業する場合は、宅地建物取引業に従事する者についてのみ記入すること。

- ⑤ 「氏名」の欄は、姓と名の間に1文字分空けて左詰めで記入すること。
- ⑥ 「生年月日」の欄は、最初の□には下表より該当する元号のコードを記入するとともに、□に数字を記入するに当たっては、空位の□に「0」を記入すること。

(記入例)

H	0	1	0	8	2	3
---	---	---	---	---	---	---

[平成元年8月23日の場合]

M	明治	S	昭和
T	大正	H	平成

- ⑦ 「性別」の欄は、該当する番号を○で囲むこと。
- ⑧ 「従業者証明書番号」の欄は、法第48条第1項の証明書の番号を記入すること。なお、新規の免許の申請の場合には、あらかじめ同項の証明書の番号を定め、その番号を記入すること。
- ⑨ 取引主任者である者については、[]内に登録番号を記入し、このうち専任の取引主任者である者については、[]の前に○印を付けること。

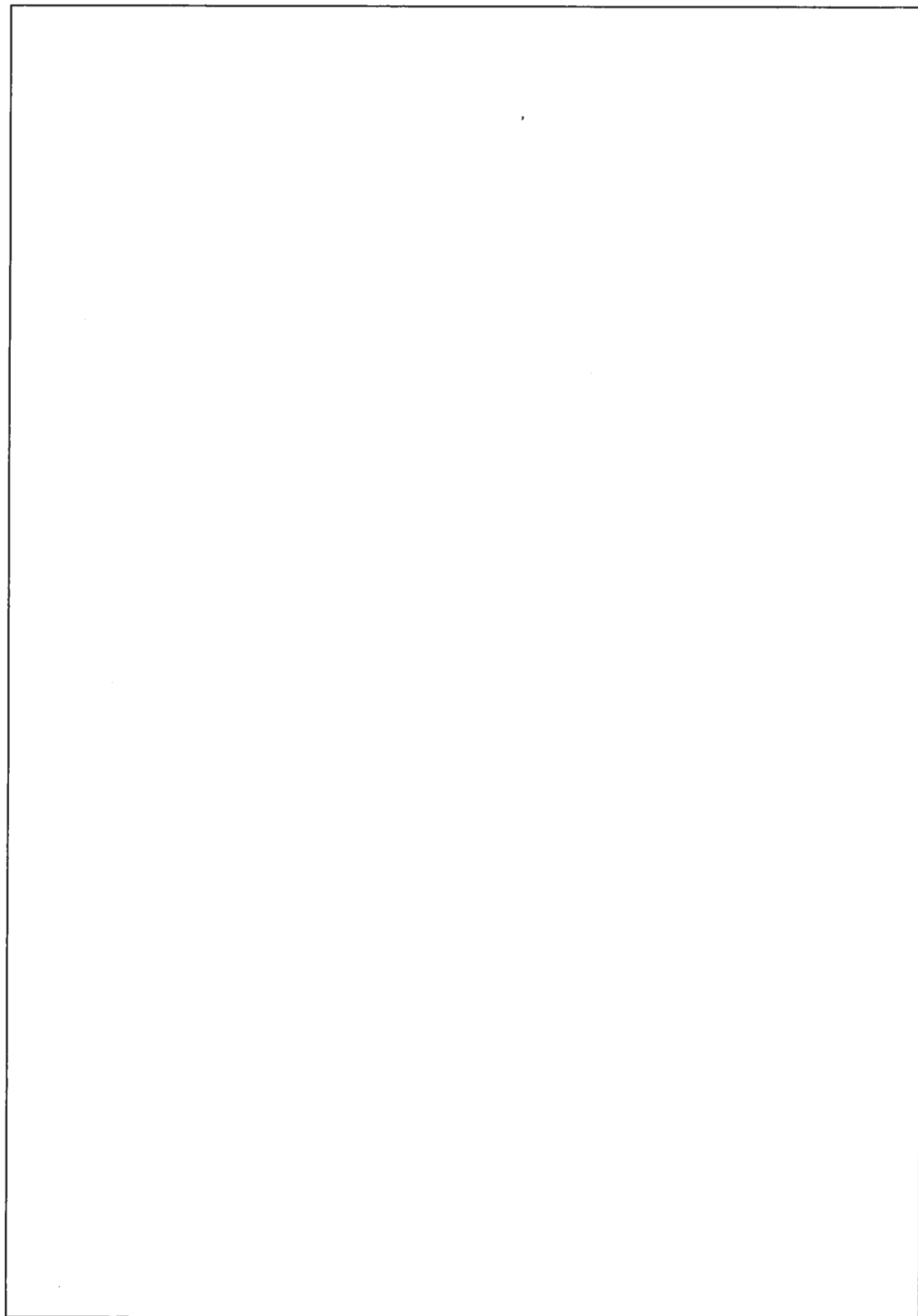
(記入例)

○

 [(愛知) 100] [愛知県知事登録第00100号
である専任の取引主任者の場合]

- ⑩ この書面に記載しきれない場合は、同じ様式により作成した書面に記載して当該面の次に添付すること。

最寄駅から事務所までの 案内図



N

(注) 地図はわかりやすく、目的物などを記入し詳細に書くこと。

事務所の写真

(1) 外観のわかるもの

(写真をはりつけること。)

事務所がある建物の全容のわかる
ものをはること。

(例) 事務所がビルの一室にあれば
ビル全体のわかるものをとること。

(2) 内部のわかるもの

(写真をはりつけること。)

事務所として使用する部屋全体の
わかるものをはること。

(例) 机、椅子がわかるものをはること。

(注) ・写真の大きさは、Eサイズ(サービス判)とすること。

・デジタルカメラ可。

・ポラロイドは不可です。

宅地建物取引主任者証の写し

貼

付

個

所

○都道府県コード表

00	国土交通大臣	16	富山県知事	32	島根県知事	51	北海道知事 (石狩)
		17	石川県知事	33	岡山県知事	52	北海道知事 (渡島)
02	青森県知事	18	福井県知事	34	広島県知事	53	北海道知事 (檜山)
03	岩手県知事	19	山梨県知事	35	山口県知事	54	北海道知事 (後志)
04	宮城県知事	20	長野県知事	36	徳島県知事	55	北海道知事 (空知)
05	秋田県知事	21	岐阜県知事	37	香川県知事	56	北海道知事 (上川)
06	山形県知事	22	静岡県知事	38	愛媛県知事	57	北海道知事 (留萌)
07	福島県知事	23	愛知県知事	39	高知県知事	58	北海道知事 (宗谷)
08	茨城県知事	24	三重県知事	40	福岡県知事	59	北海道知事 (網走)
09	栃木県知事	25	滋賀県知事	41	佐賀県知事	60	北海道知事 (胆振)
10	群馬県知事	26	京都府知事	42	長崎県知事	61	北海道知事 (日高)
11	埼玉県知事	27	大阪府知事	43	熊本県知事	62	北海道知事 (十勝)
12	千葉県知事	28	兵庫県知事	44	大分県知事	63	北海道知事 (釧路)
13	東京都知事	29	奈良県知事	45	宮崎県知事	64	北海道知事 (根室)
14	神奈川県知事	30	和歌山県知事	46	鹿児島県知事		
15	新潟県知事	31	鳥取県知事	47	沖縄県知事		

○市区町村コード表 (愛知県分)

名古屋市		刈谷市	23210	西春日井郡		飛島村	23427	東加茂郡	
千種区	23101	豊田市	23211	西枇杷島町	23341	弥富町	23428	足助町	23541
東区	23102	安城市	23212	豊山町	23342	佐屋町	23429	下山村	23543
北区	23103	西尾市	23213	師勝町	23343	立田村	23430	旭町	23544
西区	23104	蒲郡市	23214	西春町	23344	八開村	23431	稲武町	23545
中村区	23105	犬山市	23215	春日町	23345	佐織町	23432		
中区	23106	常滑市	23216	清洲町	23346			北設楽郡	
昭和区	23107	江南市	23217	新川町	23347	知多郡		設楽町	23561
瑞穂区	23108	尾西市	23218			阿久比町	23441	東栄町	23562
熱田区	23109	小牧市	23219	丹羽郡		東浦町	23442	豊根村	23563
中川区	23110	稲沢市	23220	大口町	23361	南知多町	23445	富山村	23564
港区	23111	新城市	23221	扶桑町	23362	美浜町	23446	津具村	23565
南区	23112	東海市	23222			武豊町	23447		
守山区	23113	大府市	23223	葉栗郡				南設楽郡	
緑区	23114	知多市	23224	木曾川町	23381	幡豆郡		鳳来町	23581
名東区	23115	知立市	23225			一色町	23481	作手村	23582
天白区	23116	尾張旭市	23226	中島郡		吉良町	23482		
		高浜市	23227	祖父江町	23401	幡豆町	23483	宝飯郡	
豊橋市	23201	岩倉市	23228	平和町	23402			音羽町	23601
岡崎市	23202	豊明市	23229			額田郡		一宮町	23602
一宮市	23203	日進市	23230	海部郡		幸田町	23501	小坂井町	23603
瀬戸市	23204	田原市	23231	七宝町	23421	額田町	23502	御津町	23604
半田市	23205			美和町	23422				
春日井市	23206	愛知郡		甚目寺町	23423	西加茂郡		渥美郡	
豊川市	23207	東郷町	23302	大治町	23424	三好町	23521	渥美町	23623
津島市	23208	長久手町	23304	蟹江町	23425	藤岡町	23522		
碧南市	23209			十四山村	23426	小原村	23523		

愛知県以外の市区町村については、住宅管理課備付けのコードブックを参照してください。